

地球環境と高齢者・障害者の方の暮らしをご支援！

本商品概要説明書は、基本事項を中心に記載しております。
詳細をご確認されたい方は、最寄の営業店窓口または宮崎・延岡・都城各ローンプラザへお問い合わせください。

ご利用いただける方

以下の全ての条件を満たされる個人のお客様

- (1) お借入時の年齢が満20歳以上完済時75歳以下の安定した収入のある個人の方
- (2) 当行の営業区域内にお住まいで、信用事故の無い方
- (3) 当行指定の保証会社の保証を受けられる個人の方

お使いみち

対象は自己居住用、かつご本人または同居家族の所有物件で、下記の(1)～(5)の資金にお使いいただけます。

- (1) 住宅の省エネ改修工事・住宅のバリアフリー改修工事資金
- (2) 太陽光発電システム・オール電化・環境配慮型ガス化・家庭用蓄電池・電気自動車用充電設備工コ住宅等への改修工事（機器購入・取付工事費用含む）資金
- (3) 住宅設備機器購入資金を含む、自宅のリフォーム全般に関する資金
（自宅の増改築、修理、改装、バス・トイレの改良、システムキッチンの購入・買換・車庫設置費用等）
- (4) 介護機器購入資金（本人または同居家族の為の機器購入・設備工事に限定）
- (5) 住宅ローン・リフォームローンの借換資金（利用中の対象ローン返済実績において、直近1年間以上遅延のないことが条件となります。）
- (6) 空き家解体費用（ご本人所有物件でお申込時点で空き家になっている建物）・・併用住宅は対象外です。

但1 融資金は、工事完了確認後の実行となります。

お客様・施工業者連名の「工事完了届出書」のご提出をお願いします。

但2 融資金は、資金使途証明書に記載の支払先口座へ申込人名で直接振込むことが条件となります。

お借入限度額

- 10万円以上、1000万円以内（単位:1万円）
- ※ ただし、お借換の場合は借換対象ローンの残高以内です。
- ※ 資金使途が空き家解体費用の場合には200万円以内となります。

お取引期間

- 6か月以上、15年以内（1ヶ月単位）
- ただし、お借換の場合は借換対象ローンの残存期間を最長とします。
- ※ 資金使途が空き家解体費用の場合には7年以内となります。

お取引金利（保証料込み）

変動金利、または固定金利の何れかをご選択ください。※お取引金利は審査状況により決定します。

- (1) 変動金利・保証料込み・団信付き：年3.050%・年3.350%・年3.650%
変動金利・保証料込み・団信なし：年2.850%・年3.150%・年3.450%
 - (2) 固定金利・保証料込み・団信付き：年4.150%・年4.450%・年4.750%
固定金利・保証料込み・団信なし：年3.950%・年4.250%・年4.550%
- ※基準金利は、当行短期プライムレートに連動して決定される当行所定の金利です。

変動金利の金利変更ルール

- (1) お借入後の金利は基準金利（当行短期プライムレートに連動して決定される当行所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引上げ、または引下げられます。
 - (2) お借入後の金利の変更は毎年10月1日に見直しされ、翌年の1月返済分より適用されます。
- ※ 現在のお借入金利は店頭にてご確認ください。

利息の計算方法

- 前月の残高(付利単位100円)に年率を掛け、12で割った月割計算

ご返済方法

ご指定の預金口座からの自動引落としによります。

(1) 返済方法 ①毎月の元利均等返済

②毎月の元利均等返済、及びボーナス併用元利均等返済。 (ボーナス併用分はご融資金額の50%以内)

(2) 約定返済日 毎月3日・13日・23日の何れかの日。

※ ご返済額の試算については、ご遠慮なく窓口担当者にお尋ねください。

担保・保証人

原則不要

※ ただし、保証会社が連帯保証人を必要と認める場合もございます。

遅延損害金

○ ご返済が延滞された場合の損害金は、年18.25%となります。

手数料

お借入時に、以下の事務手数料をいただきます。

(1) 事務手数料 1,100円(税込み)

保証料

○ 保証料は、融資金利に含まれます。

ご用意いただく書類

(1) 本人確認資料 : 運転免許証(健康保険証、パスポート、マイナンバーカードも可)

(2) 所得確認資料 : お申込金額300万円超の場合または保証会社が必要と判断した場合に必要です。

- ・給与所得者＝所得証明書、又は源泉徴収票の写
- ・個人事業主＝納税証明書、又は確定申告書の写

(3) 資金使途証明書 :

- ・工事見積書、工事請負契約書、設備機器・介護機器等注文書等の写し

※ 連帯保証人となられる方は、連帯保証人様の本人確認資料、所得確認資料をご準備ください。

(4) 不動産登記簿謄本 :

- ・工事直前の土地、建物の不動産登記簿謄本(写し)

※融資金額300万円超または空き家解体費用申込時に必要となります。

(5) 工事完了届出書 :

- ・お客様と施工業者様連名の「工事完了届出書」

(6) 支払証明書 :

- ・融資金の「振込依頼書」の写し(融資取扱店より直接支払先にお振込みいただきます。)

融資金の実行前に、頭金・中間金をお支払の場合は、その「領収書」の写しと融資金実行後の残金に対する「振込依頼書」の写しの両方が必要になります。

※ その他、契約までにご署名・ご捺印をお願いする書類もございますので、予めご了承ください。

振込指定

○ 融資金は、資金使途証明書に記載の支払先(納付先)口座へ申込人名義で取扱店より直接お振込み戴き、「振込依頼書(写し)」のご提出をお願いいたします。

お申込みに際しては、保証会社の保証審査と当行所定の審査がございます。

審査の結果によっては、ご希望にそいかなる場合がございます。

なお、審査結果の内容につきましては一切お答えできませんので、予めご了承ください。